

南木曾町簡易水道をご利用の皆さんへ

水道使用料等について

平成19年4月1日 現在

町簡易水道をご利用いただきありがとうございます。
水道使用料等のあらましについて説明させていただきます。

1. 新設改造審査及び検査手数料 (1回)

口径別	新設手数料	
13mm	24,000円	(量水器・ボックス)
20mm	27,000円	(量水器・ボックス)
25mm	33,000円	(量水器・ボックス)
30mm	29,000円	(量水器のみ)
40mm	22,000円	(量水器のみ)
50mm	35,000円	(量水器のみ)
75mm	76,000円	(量水器のみ)

簡易水道の新設を希望する方は役場上下水道係へお申し込みのうえ、手数料納入後にメーターとメーター器用ボックスを受け取ってください。

再開使用の場合は、再開の届け出と手数料の納入をお願いします。再開の手数料は3,000円です。

水道使用に伴い月々の使用料支払いが始まります。料金区分・単価は以下のとおりです。

2. 水道料金 (1ヶ月)

口径別	基本水量	料金	超過料金(1㎡あたり)	
13mm	10㎡	1,600円	11~20㎡	160円
20mm	10㎡	1,800円	21~40㎡	180円
25mm	10㎡	2,100円	41~60㎡	220円
30mm	10㎡	2,700円	61㎡~	240円
40mm	10㎡	3,300円	プール	70円
50mm	10㎡	3,800円		
75mm	10㎡	4,500円		
100mm	10㎡	5,500円		

料金は従量制と呼ばれる方法で計算されます。

基本水量10㎡/月を差し引いた水量が超過水量となります。

超過料は超過水量が多くなるほど単価が高くなります。

検針は2ヶ月に一度奇数月に行い、2ヶ月分の使用量を確認します。

3. 量水器(メーター器)使用料 (1ヶ月)

口径別	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
料金	150円	280円	300円	500円	590円	2,160円	3,480円

口径13mmのメーターご利用の場合、基本料金1,600円に量水器使用料150円を加えた1,750円が1ヶ月の基本料金となり、これに超過料金が加算されます。

[参考] 下水道使用料 (1ヶ月)

	基本料金		超過料金 (1㎡あたり)	
	下水道	浄化槽		
10㎡ まで			11~20㎡	200円
			21~40㎡	220円
			41~60㎡	240円
			61㎡~	290円

下水道使用料については下水道と浄化槽の基本料金区分の違いのほかは、水道料金の計算方法と同じです。

浄化槽は市町村整備推進事業により設置し、町で管理するものに限りません。

ご不明な点等ありましたら係までお問い合わせください。

担当：南木曾町役場 経済観光課 上下水道係
(0264)57 2001 (内線)54・55